

処遇改善計画（高齢）

目的 : 法人に勤務する福祉・介護職員の待遇改善を図る

期間 : 令和7年4月～令和8年3月まで（12ヶ月間）

支給金額

● 正規職員

【処遇改善支援金】 介護職員 : 3,000円/月

【処遇改善手当】

- A : 月次手当 : 60,500円/月
賞与時処遇改善 : 70,000円/回（年2回）
年度末調整 : 未定（稼働率による）（前年度実績 80,000円）
- B : 月次手当 : 40,500円/月
賞与時処遇改善 : 70,000円/回（年2回）
年度末調整 : 未定（稼働率による）（前年度実績 80,000円）
- C : 月次手当 : 8,000円/月（新処遇+特定処遇）
年度末調整 : 未定（稼働率による）（前年度実績 10,000円）

※ A : 介護職として法人で10年以上勤務した介護福祉士資格取得者
B : 上記以外の介護職員
C : その他の職種（人事考課により法人が特に認めた職員）

● 非常勤職員（時給計算以外は常勤換算による）

【処遇改善支援金】 介護職員 : 20円/時（3,000円/月 上限）

【処遇改善手当】

- A : 月次手当 : 夜勤あり職員 260円/時
夜勤なし職員 160円/時
賞与時処遇改善 : 75,000円/回（勤務時間・人事考課により変動）
年度末調整 : 未定（稼働率による）（前年度実績 50,000円）
（勤務時間・人事考課により変動）
- B : 月次手当 : 夜勤あり職員 200円/時
夜勤なし職員 100円/時
賞与時処遇改善 : 75,000円/回（勤務時間・人事考課により変動）
年度末調整手当 : 未定（稼働率による）（前年度実績 50,000円）
（勤務時間・人事考課により変動）

● その他

- 資格手当 : 介護福祉士に正職員 10,000円/月（処遇改善手当含む）
非常勤 60円/時（10,000円限度）
- 夜勤手当 : 夜勤1回につき10,000円支給（処遇改善手当含む）
（夜勤リーダーはこの限りではない）

支給方法

上記による

- （理由）①厳しい財政状況の中でも職員に少しでも多く給与を支給したい
②賞与を少しでも多く支給したい

支給内容 : 個別の金額については、法人が導入している人事考課・入社日・常勤換算等によるものとする

財源 : 原則として介護保険法で定められた「処遇改善加算」等をあてる
上記計画を実施するにあたり不足する分については法人負担とする

備考 : ①退職予定者には処遇改善手当等を支給しない場合がある
②上記金額は年度計画策定時の予定であり稼働率・人事制度等により変更する場合がある